

所得税 市・県民税の申告はお忘れなく

■問合せ 確定申告について▶佐野税務署 ☎22-4366 市・県民税について▶市民税課 ☎20-3008

申告が必要か確認しましょう

対象 令和6年1月1日時点で、佐野市に住民登録がある方
※対象の方以外は、1月1日に住民登録のあった自治体に確認してください。



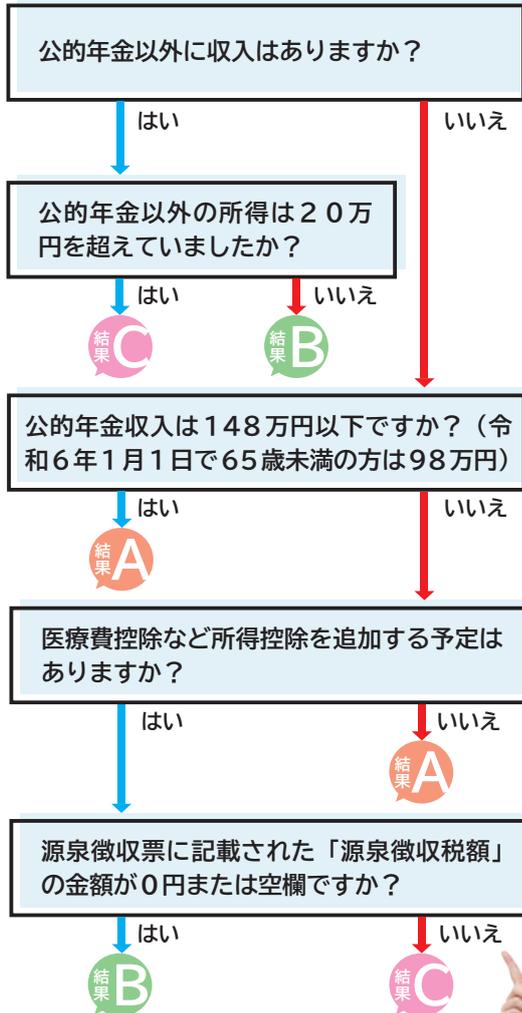
check

令和5年1月～12月の間に
収入はありましたか？

- 主な収入が年金の方 ▶ ①へ
- 主な収入が給与の方 ▶ ②へ
- 営業・農業・不動産などの収入があった方 ▶ ③へ
- 収入なしの方 ▶ ④へ

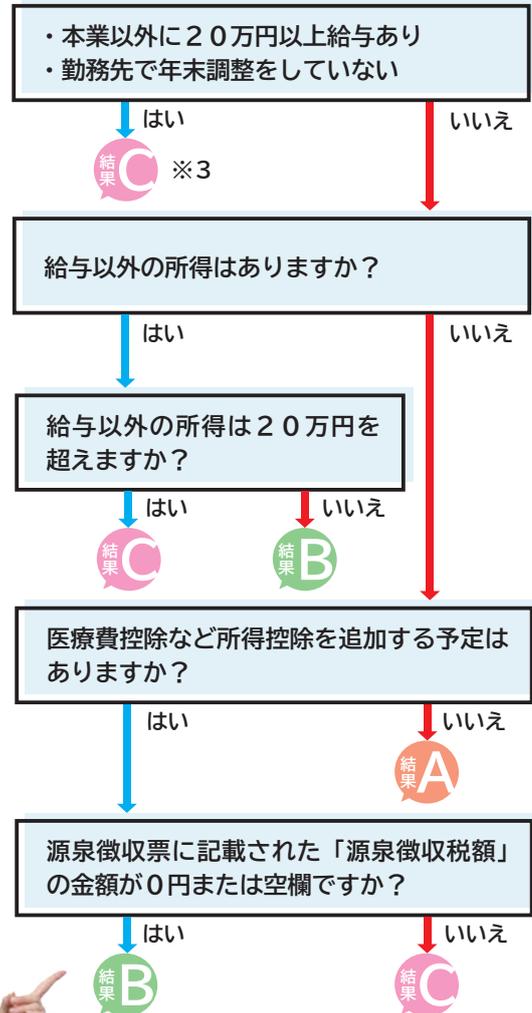
① 主な収入が公的年金の方

遺族年金・障害年金は除きます



② 主な収入が給与の方

次のうちいずれかに該当しますか？



申告する必要があるか
ご確認ください



③ 営業・農業・不動産などの収入があった方

所得金額（収入金額から必要経費を引いた額）が所得控除（所得から差し引かれる金額）より大きいですか？

はい
結果 C

いいえ
結果 B

④ 収入なしの方

親族の誰かの税制上の扶養である（扶養している親族の源泉徴収票にあなたの氏名が記載されている）

はい
結果 A ※1

いいえ
結果 B

結果を確認しましょう

結果 A 申告の必要はありません ※1 ※2 結果 B 市・県民税の申告が必要です

結果 C 所得税の確定申告が必要です ※3

※1 所得課税証明の発行や国民健康保険税などの算定に市・県民税申告が必要になる場合があります。

※2 公的年金収入が400万円を超える場合は、確定申告が必要になります。

※3 令和5年中に再就職し、新しい勤務先で前職分も含めて年末調整している方は含みません。

結果 B の方 市・県民税の申告方法

▶ 申告書の作成 市ホームページ「市・県民税申告書作成コーナー」で簡単に作成、印刷ができます。必要事項を入力するだけで、面倒な計算も自動ででき、とても簡単です。また、住民税額の試算や、ふるさと納税限度額の試算もできます。



▶ 申告書の提出 3月15日（金）までに郵送、または市民税課へ持参してください。

〒327-8501（住所不要）市民税課宛

※申告書の作成や必要書類などは「令和6年度市・県民税申告の手引き」または市ホームページをご覧ください。



結果 C の方 所得税の確定申告方法

スマホからの申告が便利で簡単です！



所得税の確定申告は、自宅からスマートフォンとマイナンバーカードを使って申告書を送信できます。会場に来場することなく、待ち時間もありませんので、ぜひご利用ください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



スマホで作成した申告書を印刷し、郵送で提出することもできます

▶ 申告書の郵送先 3月15日（金）までに関東信越国税局業務センターへお送りください。

〒328-8587（住所不要）関東信越国税局業務センター栃木分室宛



各種申告書などは

市民税課（2階）、田沼・葛生行政センター、各支所、各地区公民館に設置してあります。確定申告書類は、市民税課、田沼・葛生行政センターのみになります。数に限りがありますのでご了承ください。